

令和5年10月24日
人事委員会事務局

報道関係者各位

大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告について

東北農林専門職大学条例（令和5年山形県条例第30号）が令和5年10月10日に公布され、令和6年4月1日に東北農林専門職大学が開学することに伴い、本日、人事委員会は、県議会及び知事に対して、当該大学に勤務する教育職員に適用する給料表について勧告を行いましたので、お知らせいたします。

記

- 1 勧告日 令和5年10月24日（火）
- 2 勧告者 山形県人事委員会
- 3 相手方 山形県議会議長 森 田 廣
山形県知事 吉 村 美栄子
- 4 勧告内容 令和6年4月1日に開学する東北農林専門職大学に勤務する教育職員に適用する給料表として教育職給料表(3)を設定すること。

(参考)

山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号）において、平成20年度までは山形県立米沢女子短期大学及び山形県立保健医療大学に勤務する教育職員に適用する教育職給料表(3)*を定めていましたが、平成21年度以降は両大学の地方独立行政法人化に伴い当該給料表を規定していません。

- ※ 教育職給料表(1)：県立の高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員等に適用
教育職給料表(2)：県立の中学校、市町村立の小・中学校等に勤務する教育職員等に適用
教育職給料表(3)：県立の大学に勤務する教育職員に適用

問合せ先	人事委員会事務局職員課
担 当	課長補佐 中村（電話023-630-2295）
報道監	職員課長 寺崎（電話023-630-2549）